

2023年2月28日

DC担当者セミナー 第1部

加入者等の利益を考慮したDC制度運営のあり方 ～受託者責任の視点から～



企業年金連合会
会員サービスセンター
調査役 (DC担当) 堤 裕而
yuji-tsutsumi@pfa.or.jp
TEL 03-5401-8712

はじめに

	ページ
1 企業型DC制度の再確認	3
2 企業型DCにおける受託者責任	7
3 企業型DC担当者として	15
4 DCガバナンスの取組み事例	28
5 まとめ	32

1 企業型DC制度の再確認

社内における位置づけの明確化

DC導入理由は、「社員のため」

DC導入目的の再確認

人事的側面

- ・人材確保・雇用の安定
- ・雇用流動化促進
- ・業務に集中

経理的側面

- ・会計・経理への効果
- ・業績への寄与
- ・企業価値の向上

社員のため

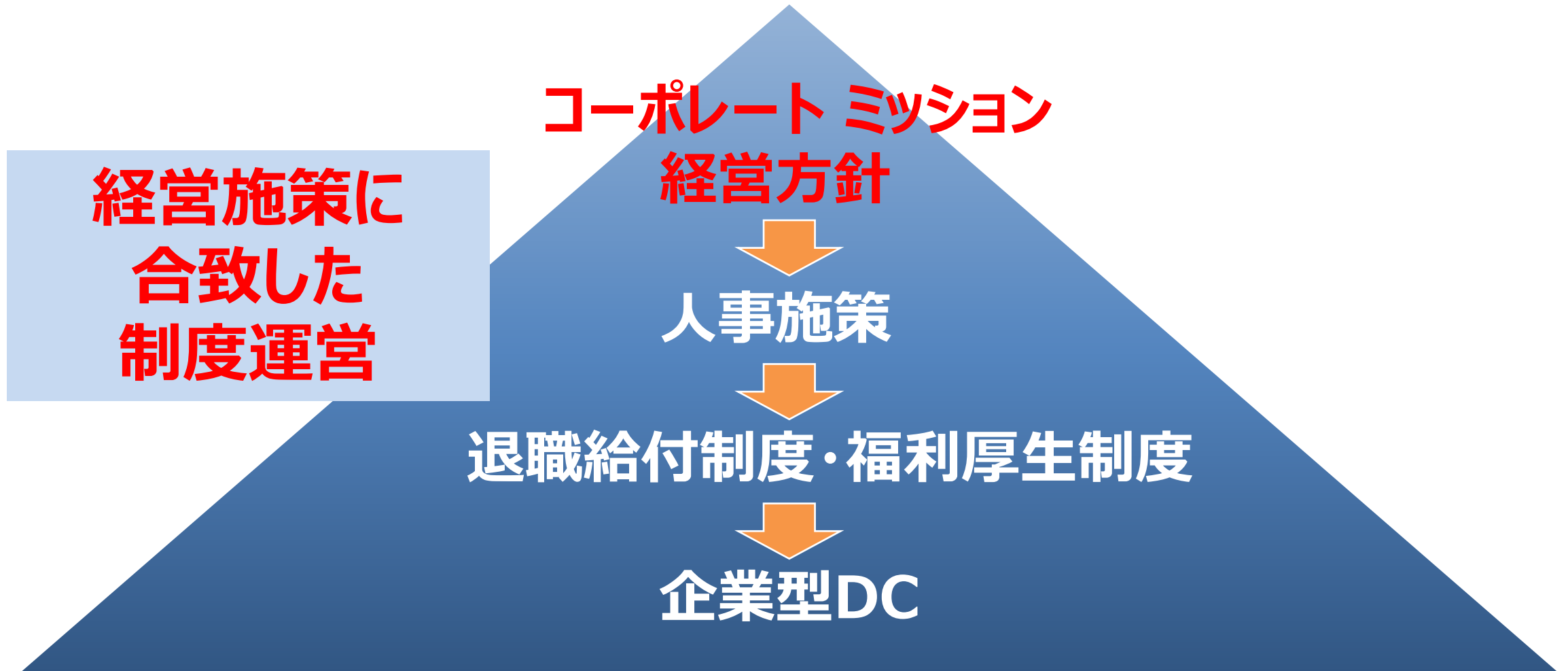
企業の成長

現役時代
退職後

(企業への信頼)
(将来の安心感)

DC導入理由は、「社員のため」

社員のため ⇔ 企業経営との整合性



DC制度のポリシー・運営基準は、「社員のため」

社員のため ⇒ 実現するために

退職給付制度の充実
福利厚生制度の充実

制度の
将来像

雇用・労働環境に合わせた改正
DC法改正に伴う制度見直し

社会から求められる経営
ウェルビーイング（人的資本経営）
～ファイナンシャル・ウェルビーイング～

2 企業型DCにおける受託者責任

～事業主として理解しておきたいこと～

DC法令で求められているDCガバナンス

受託者責任とは

一般的には、他者の信託を受けて裁量権を行使する者が負う責任と義務をいう。

企業年金では、管理運営にかかわる者（受託者）がその任務の遂行上、当然果たすべきものとされている責任と義務のことをいう。

受託者責任という概念は英米における信託法理から発展したものであり、一般的に忠実義務・注意義務・自己執行義務・分別管理義務等があるとされているが、なかでも**忠実義務**と**注意義務**の2つが重要。

出所：企業年金連合会HP 用語集

DCガバナンスとは

DCガバナンスとは

- (目的) **加入者等の利益**を最大限に**実現**すること
(定義) ・DC制度を**健全に運営**するための体制の整備
・**運営監視**する仕組み

～企業における「**コーポレートガバナンス**」に相当するもの～



DC制度運営の体制、役割

- ・**情報共有**の体制
- ・**意思決定プロセス**の明確化
- ・経営者と担当者の**権限**の明確化

DCガバナンスとは

企業型DCの制度運営の体制

加入者等とのコミュニケーション

投資教育

事業運営の検証・監督

- ・運営管理機関の定期的評価
- ・運用商品の評価
- ・個人別管理資産額の移換にかかる説明等

地方厚生(支)局による制度運営確認

運営状況について地方厚生(支)局が直接確認

1. 実施事業所に関する事項

- (1) 規約承認番号
- (2) 実施事業所の名称
- (3) 所在地
- (4) 電話番号、担当者名、メールアドレス
- (5) 厚生年金の被保険者数
- (6) 企業型DC加入者数

2. 継続投資教育に関する事項

- (1) 継続投資教育の実施状況
- (2) 実施した時期
- (3) 継続投資教育の手法
- (4) 継続投資教育の内容
- (5) 実施していない理由

3. 運営管理機関の定期的な評価に関する事項

- (1) 運営管理機関の評価等の実施状況
- (2) 評価等を実施していない場合の状況

4. 運用商品のモニタリングに関する事項

- (1) 運用商品のモニタリング結果の確認
- (2) 運用商品のラインアップの確認
- (3) モニタリング等を実施していない理由

5. 個人別管理資産の移換に係る説明等

- (1) 資格喪失(予定)者への退職時(前)の説明状況
- (2) 資格喪失者への資産移換の勧奨状況

事業所に関する各種データ



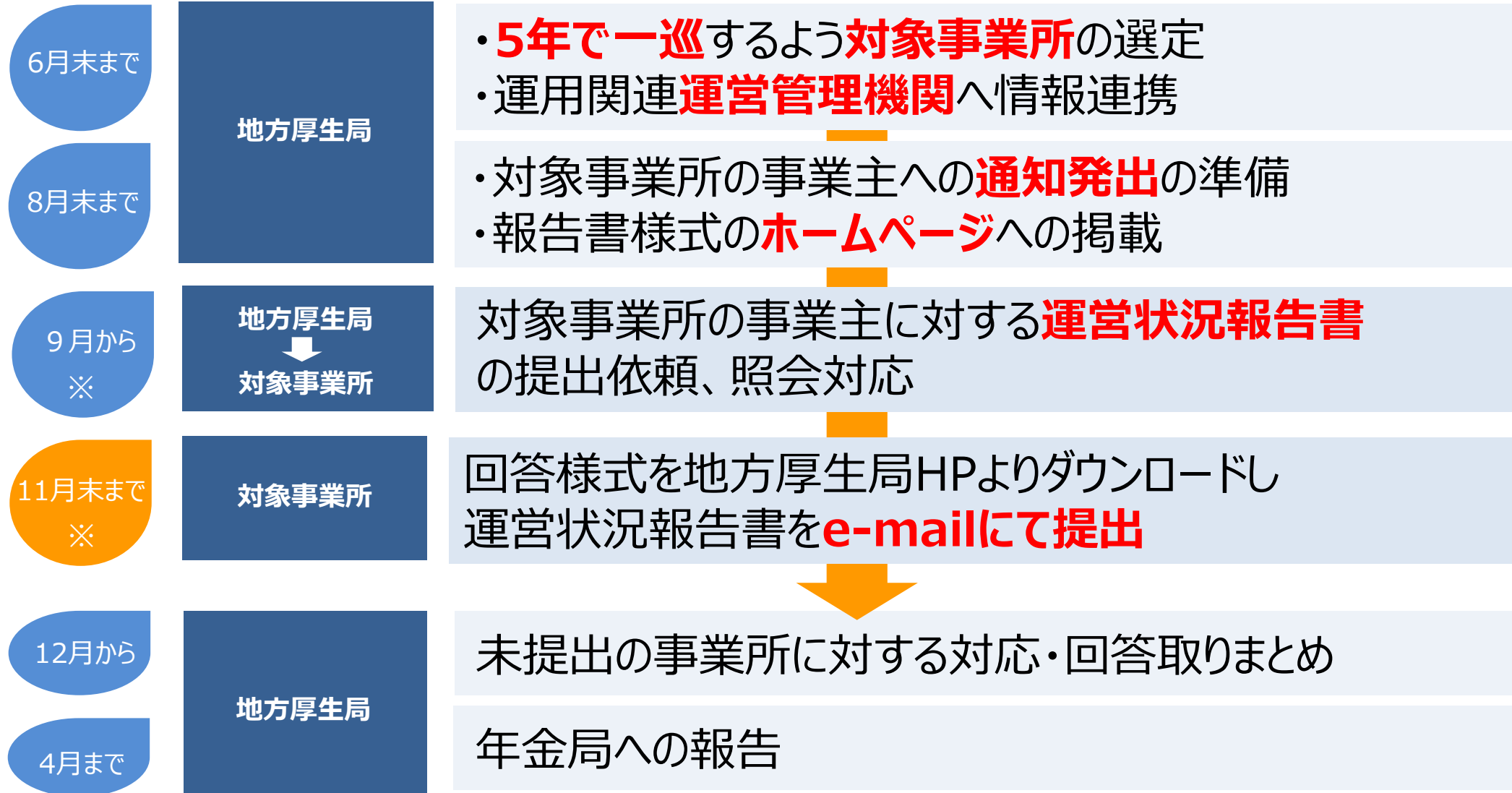
RKから電磁的方法で提出

DCガバナンスの運営状況



事業主からメールで回答

地方厚生(支)局による制度運営確認



※ 近畿厚生局は、「9月からが8月から」、「11月までが10月末まで」となっています。

社内でDCガバナンスを実践するには ～社内体制の事例～

運営主体

公開・共有

社内既存体制

DC委員会・年金委員会
基金代議員会
資産運用委員会
労使委員会
年金退職金PJチーム

社内組織

コンプライアンス担当部署
コーポレートガバナンス部署
ウェルビーイング担当部署
グループ子会社に業務委託
基金に業務委託



文書化 等

社内の業務登録
DC制度運営の基本方針
諸規定集
業務マニュアル
業務予算に計上

DCガバナンスの効果

実行されるとき

加入者等の制度に対する満足度向上
老後資産形成への安心感

企業型DCの
適切な運営

実行されないとき

老後資産形成における加入者の不利益
事業主が責任を問われるおそれ

DC法における受託者責任

役割・責任	内容
①実施主体 (法第2条第2項)	企業型確定拠出年金は、「厚生年金適用事業所の事業主が」、「実施する年金制度をいう」とされており、実施主体は事業主である。実施に当たっては、労使合意を要する(法第3条第1項)。
②規約周知義務 (法第4条第3項)	事業主は、承認を受けた規約の内容を、使用する厚生年金被保険者に周知させなければならない。
③運営管理機関への業務の委託とその評価 (法第7条)	事業主は運営管理業務の全部又は一部を運営管理機関に委託できるが、少なくとも5年ごとに、運営管理業務の実施に関する評価を行い、運営管理業務の委託について検討を加え、必要があると認めるときは、運営管理機関の変更その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
④投資教育義務 (法第22条)	事業主は、加入者等に対し、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を継続的に講ずるよう努めなければならない。
⑤運用の方法の選定及び提示 (法第23条)	運用商品の選定及び提示は、多くの場合、運営管理機関によって行われるが、「加入者等が真に必要なものに限り運用の方法が選定されるよう、確定拠出年金運営管理機関と労使が十分に協議・検討を行って運用の方法を選定し、また定期的に見直していくこと」(法令解釈通知)と、事業主の関わりを示している(指定運用方法についても同様)。
⑥忠実義務 (法第43条第1項)	事業主は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分及び企業型年金規約を遵守し、企業型年金加入者等のために忠実にその業務を遂行しなければならない。
⑦個人情報保護義務 (法第43条第2項)	事業主は、企業型年金加入者等の個人に関する情報を保管し、又は使用するに当たっては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を保管し、及び使用しなければならない。
⑧禁止行為 (法第43条第3項)	事業主は、自己又は企業型年金加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって運営管理業務の委託契約又は資産管理契約を締結してはならない。
⑨禁止行為 (法第43条第4項)	自ら運営管理業務を行う事業主については、自己又は企業型年金加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、特定の運用の方法を選定してはならない。

(※)「法」…確定拠出年金法(平成13年法律第88号) 「法令解釈通知」…確定拠出年金制度について(平成13年8月21日年発第213号)

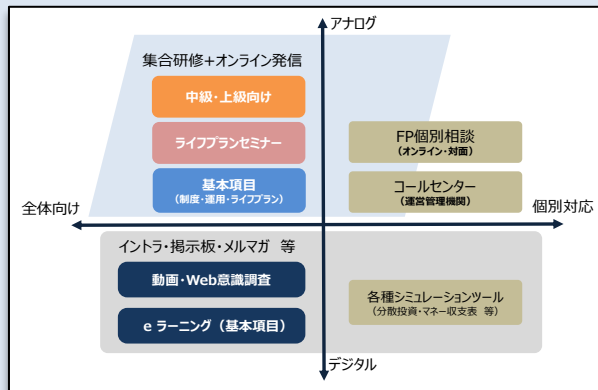
3 企業型DC担当者として

受託者責任を負う事業主の担当者としての行動

サステイナブルなDC制度運営のために

継続投資教育 (中期計画策定)

見える化で「わかりやすく」



実施手法

- セミナー (集合・オンライン)
- eラーニング
- 動画配信
- 小冊子、定期刊行物
- 加入者アンケート
- FP個別相談

DCガバナンス (運営体制の整備)

継続投資教育
運用商品モニタリング
運営管理機関の定期的評価

PDCAサイクル

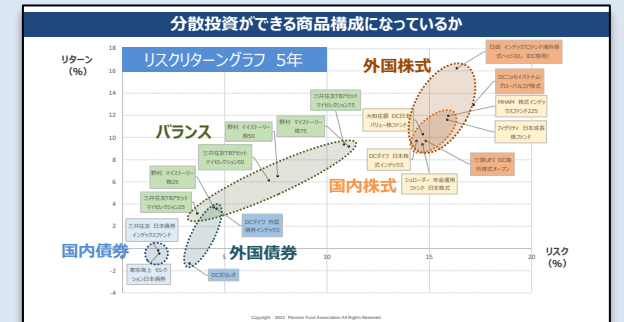


Plan 課題設定

加入者の現状把握
加入者意識の開発
行動への動機つけ

運用商品モニタリング ラインアップの定期的確認

データに基づく評価・分析

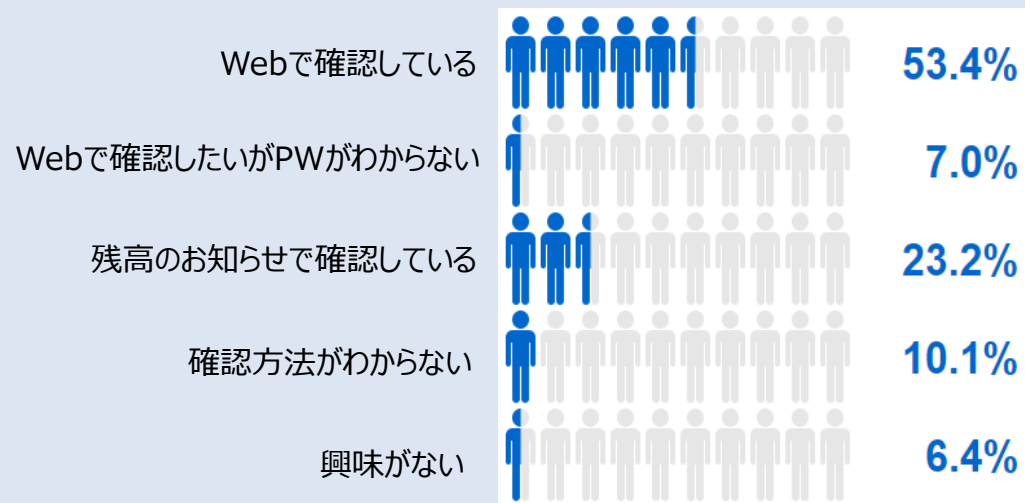


商品名	商品種別	リスク	運用	手数料	その他	加入者数	継続率
三井住友信託銀行 運用商品一覧	国内債券	低	円	0.1%		1,512	95%
三井住友信託銀行 運用商品一覧	国内債券	低	円	0.1%		1,512	95%
三井住友信託銀行 運用商品一覧	国内債券	低	円	0.1%		1,728	95%
三井住友信託銀行 運用商品一覧	国内債券	低	円	0.1%		3,940	95%
三井住友信託銀行 運用商品一覧	国内債券	低	円	0.1%		3,926	95%

加入者の実態を把握 ⇒ その課題解決を目指す

継続投資教育

Q DC残高を確認していますか



出所：加入者webアンケート実施企業の回答結果より

継続投資教育のテーマ（例）

年代別では
50代の20%が確認できない

意外に 確認方法がわからない
20代が多い

- ・Web確認のキャンペーン
- ・20代はやり方がわかればできる
- ・50代を置き去りにしない方法

制度の実態を把握 ⇒ その課題解決を目指す

運用商品モニタリング

モニタリングレポート・第三者分析

- ・**運営管理機関**から提供される分析レポート
- ・**第三者**による分析レポート
- ・**自社**で行なう公表投資信託データでの比較

ユニバース比較の方法（例）

- ・**運営管理機関ユニバース**との比較
- ・公表データをもとに**DC専用ファンド**との比較
信託報酬率
シャープレシオ など

分析結果 課題設定（例）

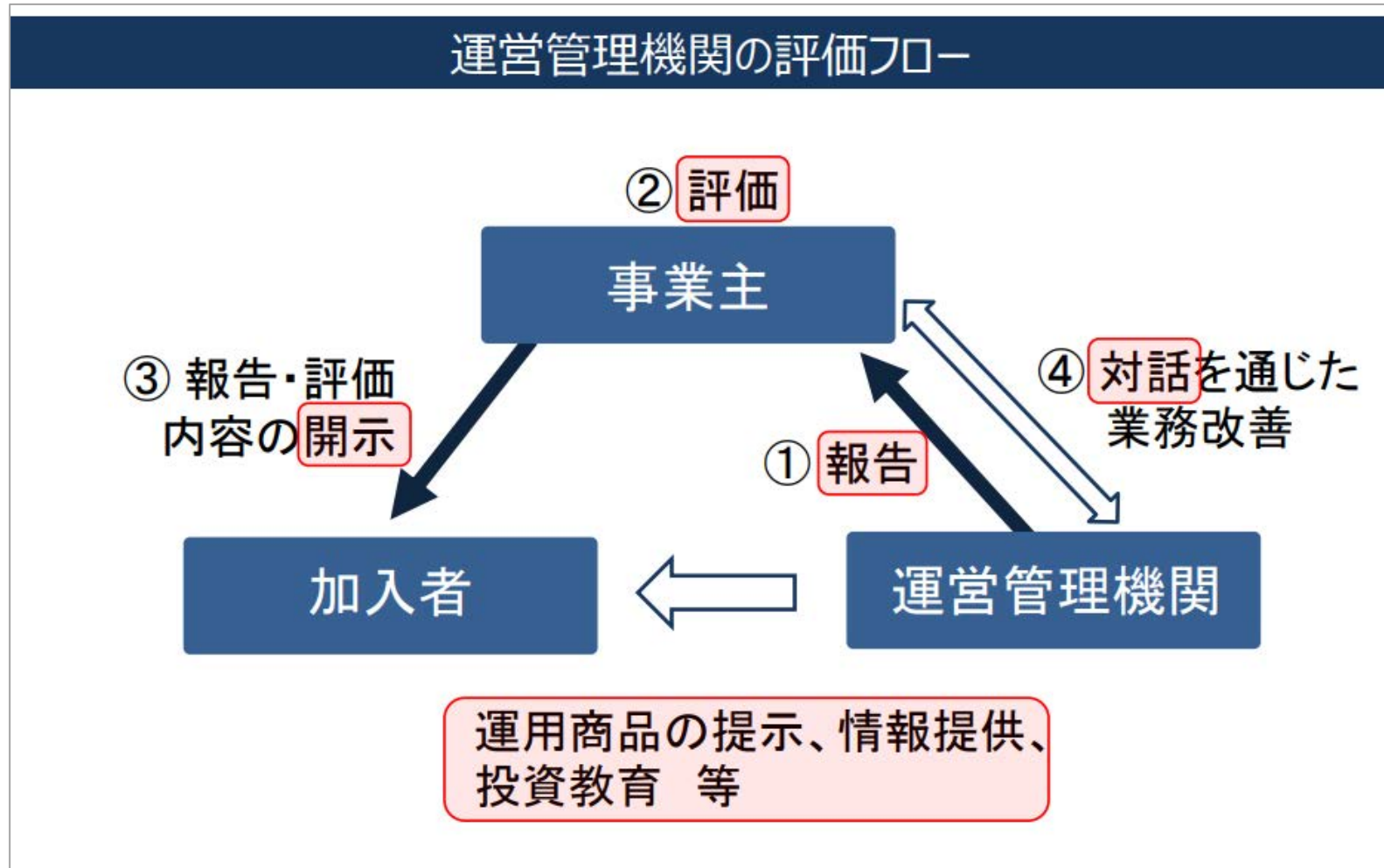
パッシブ型（同資産同ベンチマーク運用商品と比較）
信託報酬率が高いことが判明

アクティブ型（同資産同運用スタイル商品と比較）
運用実績や運用効率に疑問

**商品の見直し検討について
運営管理機関に相談**

運営状況の実態を把握 ⇒ その課題解決を目指す

運営管理機関の定期的評価



運営状況の実態を把握 ⇒ その課題解決を目指す

運営管理機関の定期的評価

	評価項目
1	提示された商品群の全て又は多くが 1 金融グループに属する商品提供機関又は運用会社のものではあった場合、それがもたら 加入者等の利益のみ を考慮したものであるといえるか。
2	<p>下記(ア)～(ウ)のとおり、他の同種の商品よりも劣っている場合に、それがもたら加入者等の利益のみを考慮したものであるといえるか。</p> <p>(ア) 同種（例えば同一投資対象・同一投資手法）の他の商品と比較し、明らかに運用成績が劣る投資信託である。</p> <p>(イ) 他の金融機関が提供する元本確保型商品と比べ提示された利回りや安全性が明らかに低い元本確保型商品である。</p> <p>(ウ) 同種（例えば同一投資対象・同一投資手法）の他の商品と比較して、手数料や解約時の条件が良くない商品である。</p>
3	商品ラインナップの商品の手数料について、 詳細が開示されていない 場合又は開示されているが加入者にとって 一覧性が無い 若しくは詳細な内容の 閲覧が分かりにくくなっている 場合に、なぜそのような内容になっているか

運営状況の実態を把握 ⇒ その課題解決を目指す

運営管理機関の定期的評価

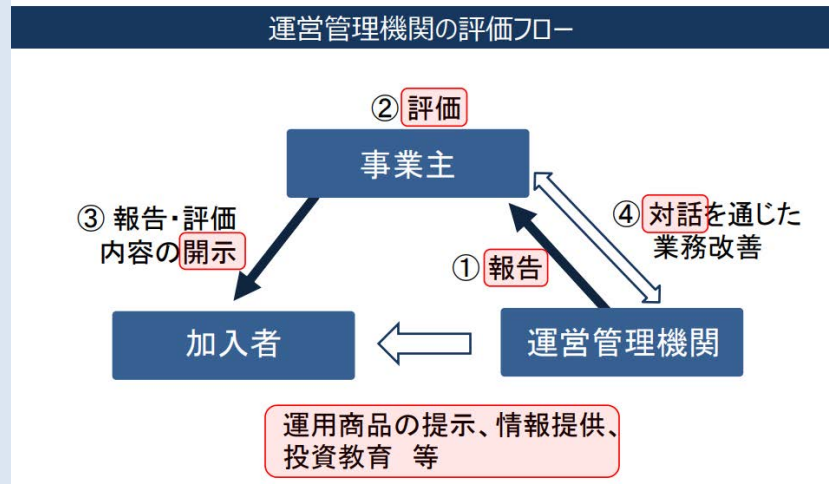
	評価項目
4	確定拠出年金運営管理機関が事業主からの商品追加や除外の依頼を拒否する場合、それがもたら 加入者等の利益のみ を考慮したものであるか
5	確定拠出年金運営管理機関による運用の方法の モニタリングの内容 （商品や運用会社の評価基準を含む）、また その報告があったか
6	加入者等への情報提供が わかりやすく 行われているか（例えば、コールセンターや加入者ウェブサイトの運営状況）

- ① 運営管理機関自体の**組織体制**や**事業継続性**
- ② 点検すべき項目や手法については、その企業規模や加入者等の構成・制度の定着度・投資教育の充実度により、それぞれの事業主によって異なることから、運営管理業務に付随して提供されているサービスがあり、点検する項目（**例えば、投資教育を委託している場合**の内容、実施方法、頻度など）があれば、それについても評価すること

運営状況の実態を把握 ⇒ その課題解決を目指す

運営管理機関の定期的評価

加入者に提供されるサービスの向上が目的



評価結果 課題設定 (例)

**加入者サービス
担当者・事業主へのサポート**
受託者責任として満足できるか

運用商品の選定
加入者等にとって真に必要なものか

・運営管理機関に要望申し入れ
・その対応状況を定期的にフォロー

運営状況の実態を把握 ⇒ その課題解決を目指す

運営管理機関の定期的評価

①報告 ④対話を通じた業務改善

- 運営管理機関からの**報告**
年1回以上
対面、オンライン、電話、メールなど
報告の内容（報告書）
 - ・運営管理業務の実施状況
 - ・運用商品モニタリング結果
 - ・加入者サービスの改善点 など
- **要望・質問**を伝える
報告内容の疑問点
加入者からの照会や苦情
- **加入者の目線**で
簡単な質問や疑問でも良い

②評価

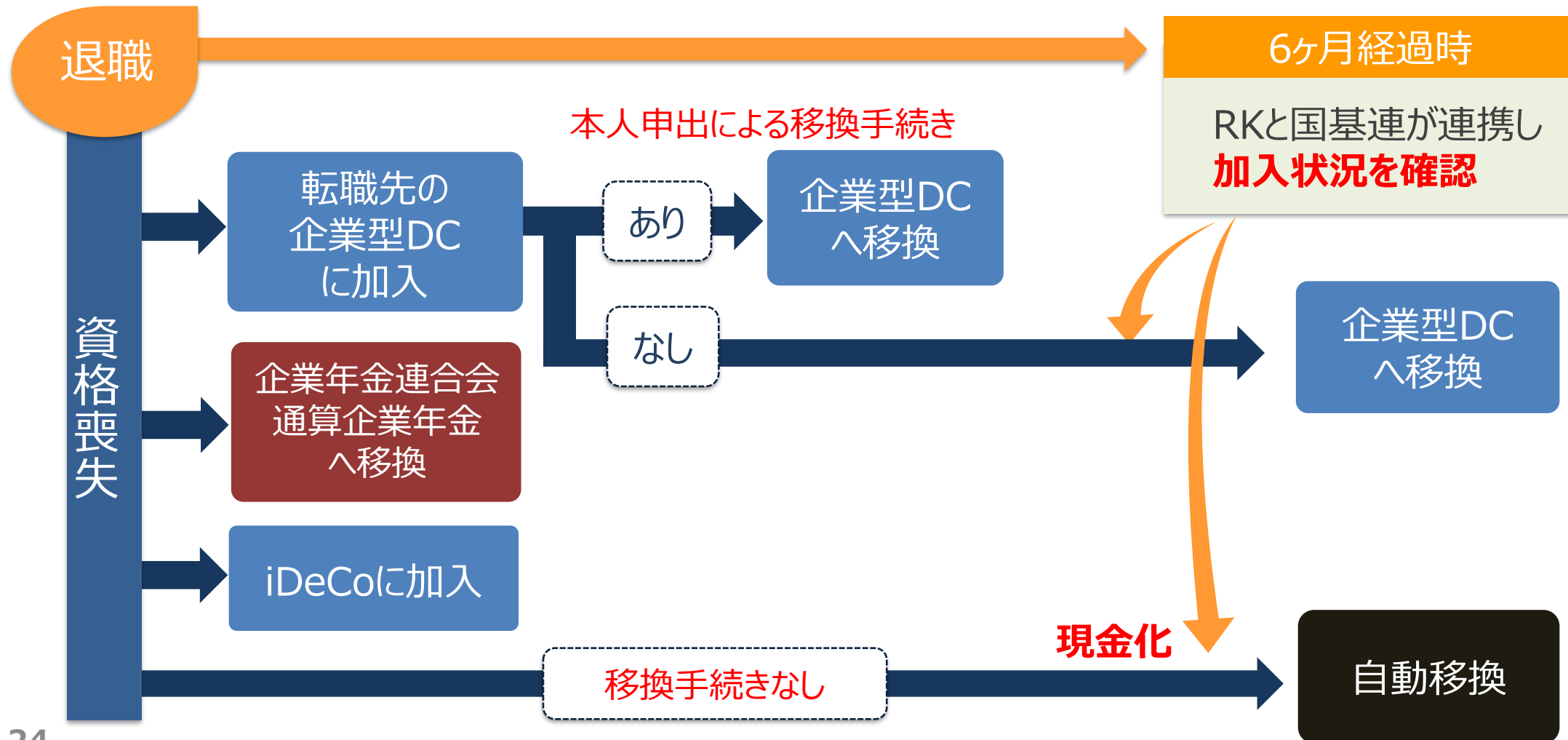
- **報告内容**
加入者、担当者として**どう感じたか**
- **要望・質問**
その**対応方法**への評価
(よくやってくれた、遅い、不十分等)
- **担当者だけでなく**
上司と同席、関係部署のメンバー
部内で報告し連携
- **社外調査・アンケートへの回答**
 - ・企業年金連合会実態調査
 - ・DC広研、401K協会の年次調査
 - ・R&I（年金情報） など

③報告・評価内容の開示

- 加入者に伝わる方法（アイデア）**
- ① PC環境が備わっている場合
報告書や要点をまとめた文書の
社内**イントラネット**への掲載
 - ② **紙媒体**などに限定される場合
社内掲示版への掲示
社内報、発行物への記事掲載
個人ごとの配布物への記載
 - ③ **継続投資教育**を利用
プログラムを通じて周知
 - ・運用商品
 - ・加入者ウェブサイトの利用方法

運営状況の実態を把握 ⇒ その課題解決を目指す

個人別管理資産額の移換にかかる説明等



運営状況の実態を把握 ⇒ その課題解決を目指す

個人別管理資産額の移換にかかる説明等

事業主 ～自動移換防止のための取組み

- ① **自ら手続き**をするが必要であること、手続きの**期限**、自動移換となった場合の**デメリット**について説明
- ② 運営管理機関などの**コールセンター**の電話番号を伝えるとともに、**住所変更**した場合には、自分でコールセンターに連絡するなど届出の必要があることを説明
- ③ 運営管理機関の加入者**ウェブサイト**のユーザーID、パスワードが不明な場合は速やかに**再発行**すること
- ④ **手続きをしない**と、RKから未移換者に対しての電話やハガキで手続きの勧奨があることの説明

運営状況の実態を把握 ⇒ その課題解決を目指す

個人別管理資産額の移換にかかる説明等

事業主 ～自動移換防止のためのさらなる取組み

- ①個人別管理資産額の水準等を踏まえ、**脱退一時金の受給が可能**な者へ内容と手続きの説明
- ②運営管理機関の適切な選定の上で、**iDeCoの運営管理機関**の紹介や資料の配付（Q&A No.265）
- ③**事前同意**の上で**退職者情報**を運営管理機関へ提供し、直接本人に加入案内（Q&A No.265）
- ④ 事業主が、退職予定者からの**依頼を受けて**移換手続きや脱退一時金の請求を**代行**することとは可能（Q&A No.266）

やるべき方向は「加入者のため」

継続投資教育

- ✓ **加入者目線**のプログラム・実施方法で

運用商品モニタリング

- ✓ **加入者にとって**真に必要な商品かどうか

運営管理機関の定期的評価

- ✓ **加入者サービス**の向上のため

個人別管理資産額の移換にかかる説明等

- ✓ **加入者**の老後資産形成の継続のため

4 DCガバナンスの取組み事例

運用商品の見直しの事例をもとに

継続投資教育（事例）

運用商品モニタリング結果

追加除外すべき商品はないか

- (1) 信託報酬率の低い**パッシブ商品**の追加
⇒対する高い信託報酬率商品の除外
- (2) 運用実績に疑問がある**アクティブ商品**
⇒運営管理機関に対応策の提案を要望
- (3) **バランス型商品**の見直し
- (4) **分散投資拡充**のため
新しい資産クラスの追加を検討
⇒時期尚早と判断



継続投資教育の実施（例）

(1) 網羅的でなく**テーマを絞ったプログラム**

パッシブ商品の追加と除外

- ・信託報酬率の大小の影響
- ・スイッチングと配分変更のやり方

アクティブ商品の対策

- ・運用実績が比較できるグラフ
- ・商品特性・運用方針の解説

バランス型商品の見直し

- ・分散投資の重要性
- ・受取時期を意識した資産配分

(2) 加入者が**受講しやすい**実施方法

- ・動画配信
- ・オンライン（セミナー・個別相談）




運営管理機関の定期的評価

この事例での**運営管理機関の評価**のポイント

コミュニケーション（定期的ミーティング）

加入者現状分析 ⇒ 意見交換・要望 ⇒ その対応は



商品モニタリング

加入者利益が最優先となっている商品か

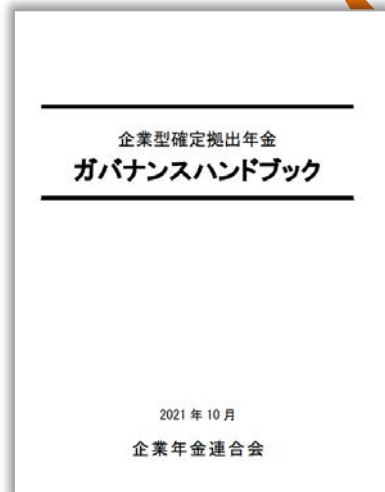
継続投資教育

加入者の行動変容につながる提案であったか

5 まとめ

加入者本位のDC制度運営のあり方

- ◎ **実際**はどのようにすれば良いのですか
- ◎ **他社事例**を見た上で当社に合う方法を考えたい
- ◎ **法令**にそった運営を考えたい



制度運営ハンドブック
投資教育ハンドブック
企業型DC継続教育実践ハンドブック
企業型DCガバナンスハンドブック



サステイナブルな制度運営のために

➡ DC制度と経営施策との整合性
業務として共有化・マニュアル化

加入者本位のDC制度とは

➡ わかりやすい商品ラインアップ
やってみようと思わせる継続投資教育

加入者等の利益を考慮したDC制度運営のあり方 ～受託者責任の視点から～

ご清聴・ご視聴いただき有難うございました